

『第四章 一つの法』

(文献：ピーター・シンガー『グローバリゼーションの倫理学』)

I.要約

この章では、人道的介入に焦点を当て、現在の国家主権的権利に対する私達の考え方の変化がどのように生じ、擁護され、正当化されてきたかを検討しており、国連による人道的介入は一定の条件下で正当化できると結論づけている。

国家主権的権利に対する考え方の変化を顕著に表すものとして、「集団虐殺と人道に対する罪」の世界的禁止に対する有力な支持があげられる。集団虐殺などの犯罪に対する最後の防衛線はグローバルなレベルでの法的処罰でなければならないが、処罰を加える他の方法が有効でないときは最後の手段は軍事的介入になる。

ピーターは、人道的介入が正当化されるのは、多数の人々に対して殺人や身体的・精神的危害を加える等の行為に対する対応の場合であり、人々を支配している政府がその行為を止められない・止めようとしめない場合であるとしており、介入を認めるのは国連であるとしている。

そこで問題となるのは国連憲章による他国への内政不干渉の原則と人道的介入との調停である。

ピーターは、以下の三つの主張のうち一つでも擁護できればよいと考える。

- ①人権侵害それ自体が国際平和への脅威である。
- ②専制国家の存在それ自体が、国際平和への脅威である。
- ③国連憲章第二条七項により国家が保有するとされる国内管轄権には、集団虐殺や他の人の人道に対する罪を犯すことや、そうした罪が犯されるのを放置することまでは含まれない。

ピーターは、作り話に頼らず、証明されていない理論に基づくものでなく、介入を行う根拠に対する制限が組み込まれていることから③を支持する。

介入が人道に対する罪をやめさせるためのものであり、しかも介入が害よりも多くの善をもたらし、その罪をやめさせることを合理的に期待できるものなら、国連は能力の範囲内で介入を認可すべきであると考えているのである。

ただし、現在の国連の姿は決して民主的とは言えないため、拒否権の代わりに、重要な案件は再構成された安保理の2/3や3/4という特別な多数決によって決定する、などの改革が必要であるとピーターは主張している。

国民の「最後の保護者」としての国連の権限を各国が認め、権限を行使するための手段を用意するなら、世界はグローバルな倫理的共同体になるだろう。

Ⅱ.引用（一部省略）

引用①

「常任理事国の5カ国うち4カ国がキリスト教に起源を持つ国家であるのに、イスラム国家がそこに1つも含まれていないというのは望ましいことだろうか。

・・・拒否権に代えて、重要な案件は、再構成された安保理の3分の2や4分の3という特別の多数決によって決定されるようにすることである。」(p.183)

「総会を、人口に比例して加盟国に割り当てられた代議員から構成される世界総会を代えることが出来る。そして、国連はその代表者を選ぶためにすべての加盟国で実施される民主主義的な選挙を監視する。」(p.186)

ピーターは国連自体が民主主義的でないという問題に対して上のような解決策を挙げている。これによってほとんどの国の国民が民主主義を経験しながら、非排他性という国連の重要な特徴を保持できると考えているのである。

引用②

「個々の国家が普遍的管轄権に訴えて告発するケースが急増するリスクを減らすため、自国民を告発された国が当該犯罪に関して普遍的管轄権を受け入れているというのではないならば、国際裁判所に訴えるほうが好ましいと考えていた。普遍的管轄権を指示している人でさえ、国際裁判所が価値ある別の選択肢であることを認めている。国際裁判所が適切に機能すれば、普遍的管轄権は不要になるだろう。」(p.148)

ピーターは、最近の国際法廷は、大量虐殺などの犯罪を裁くグローバルな刑事裁判制度を推進していると考えている。また、国家主権を盾に「人道に対する罪」の告発を免れることは出来ないと認められたと考えられるヨーロッパ内での判決例を挙げることにより、下線部を証明しようとしている。

引用③

「人道的介入が正当化されるのは、多数の人々に対して、殺人に及んだり、重大な身体的または精神的な危害を加えたり、あるいは身体的破壊を起こすような生活条件を意図的に課したりする行為への（成功する見込みが十分にある）対応の場合である。さらに、名目上支配している政府が、そうした行為を止めることができないか、もしくは、止めようとしなかった場合である。」(p.158)

ピーターは人道的介入が正当化される場合を上のように定義づけた。

これに、介入が防止される害よりも多くの善をもたらす、犯罪をやめさせることが合理的に期待できる場合を加え、かつ、改革された国連が判断を下すならば、最終的な手段として、介入が認められると結論づけた。

Ⅲ.論点

論点①

現在の国連の改善策について、ピーターは引用①のように述べているが、あなたはこの改善策に賛成ですか。また、あなたの良いと考える改善策はどんなものですか。

論点②

引用②のような意見から、1998年、160カ国の代表がローマに集まり、圧倒的多数の賛成で国際刑事裁判所の設立に合意、2002年に当裁判所が設置された。

しかし、この裁判所は日本をはじめ、米、中、ロなどの主要国が締約国に加わっていないために、現在のところまだうまく機能していない。

以上のようなことをふまえた上で、普遍的管轄権にあなたは賛成ですか。

論点③

ピーターは人道的介入が正当だと考えられる基準を引用③のように定めたが、現在の北朝鮮に対する国連の介入についてピーターはどのように判断すると考えられますか。

また、あなたはどのように判断しますか。

論点④

ピーターは、介入が人道に対する罪をやめさせるものであり、しかも介入が害よりも多くの善をもたし、その罪をやめさせることを合理的に期待できるものなら、国連は能力の範囲内で介入を認可すべきである、と考えている。

しかし、ピーターが挙げている問題以外にもさまざまな問題が指摘されている。

以上のことを踏まえて、あなたは人道的介入に賛成しますか。